

「新築による届出書」について

住居表示が実施されている町に、建物を新築または増改築したとき（これまでお住まいの建物の場合も同様）には、「宇都宮市住居表示に関する条例」に基づき、住居番号（住所）を決めるため、必ず「**新築による届出書**」による届出をしていただくことになっております。

届出書が提出されてから住居番号（住所）が決まるまでには、宇都宮市で申請順に現地調査などを行うため、**7～10営業日**が必要となります。住居番号が決まらなると転居届などの手続きができませんので、建物が建ちはじめましたら（玄関の位置が確認できる程度）、早めに届出をしてください。

○ 「新築による届出書」を提出する人

「新築による届出書」を提出する人は、その建物の建主（所有者）や管理人、建築請負業者の方など、その建物に関係する人であれば届出することが可能です。

【注意】住居表示を実施していない町については、この届出は不要です。

○ 取扱場所・提出先について

市民課A1番窓口（市役所1階）、
各地区市民センター、各出張所



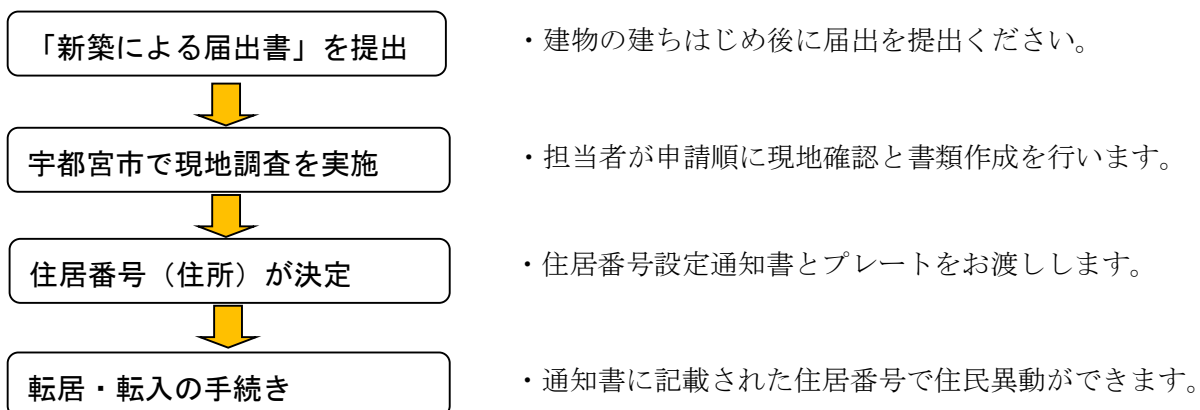
○ 宇都宮市電子申請共通システムによる申請について

- ・ 「宇都宮市電子申請共通システム」を利用することにより、自宅や各事業所などからでも「新築による届出書」を提出することができます。
- ・ 申請を行う場合には、案内図、建物の配置図、1階の平面図などの必要書類を電子データで添付する必要があります。

※ 宇都宮市電子申請共通システムを利用する場合には、事前登録が必要となります。

【URL】 <https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/portal/home>

○ 住居番号（住所）の決定の流れ



記載例

新築による届出書

令和 00年 00月 00日

(あて先) 宇都宮市長
〒0000-0000

届出人住所 宇都宮市〇町1番地
氏名 宇都宮 太郎
連絡先(TEL) 028-000-0000

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

次のとおり住居表示を必要とする建物（工作物）を新築したので、宇都宮市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

氏名又は名称	宇都宮 太郎
建物、工作物の種類	1 住家 2 事務所、事業所 3 共同住宅 4 その他 ()
届出人の資格	1 所有者 2 管理者 3 請負業者 4 その他 ()
土地の所在・地番	宇都宮市 旭3 丁目 344 番 1

・代理人の場合、委任状は不要

・必ず連絡の取れる電話番号を記入

・住宅の場合は所有者氏名を記入
・集合住宅やビルの場合は建物名称を記入

・建物の登記簿上の土地の地番を記入
(複数筆ある場合は全て記入)

※太線の枠内のみ御記入いただき、裏面を御確認ください。

※受付担当者は確認事項を記入

受付番号 第 号	受付年月日	通知 連絡	窓口受取 要	郵送 不要
実態調査	付番 (設定番号)	台帳記載 (設定年月日)	通知	受付印
	町 丁目 番			

・通知の方法と決定後の連絡の有無の確認

・住所が重複している、または重複する恐れがある場合は、枝番号付番について説明

裏面

添付書類

【ア 添付書類】 (①から③の全ての書類を添付。もしくは、【イ 記入欄】に①から③の内容を記入)

① 案内図 (建物の場所がわかる地図)
② 配置図 (土地の形状、建物の形状や大きさ、玄関の位置がわかる図面)
③ 1階平面図

※ 宅地開発等で複数戸の届出がある場合は、区画全体の図面、公園の写し、実測図等を添付

【イ 記入欄】

<①案内図>

<②配置図>
※周囲の道路との関係、建物の形と大きさ(寸法)、玄関の位置を必ず記入

<③1階平面図>

【同一所有者による建替えの場合】
(建替え前の建物の住居番号を記入)

丁目 番 号

【①案内図】
・物件の位置がわかる地図を記入

【②配置図】
・土地形状と周囲の道路との関係
・建物の形と大きさ
・玄関の位置を略図で記入

【③1階平面図】
・1階全体の設計の中で玄関の正確な位置を略図で記入

①から③全ての図面の写しを添付するか、直接記入

【同一所有者による建替え】
・現在の住居番号を記入

住 居 表 示 実 施 町 名 一 覧

ア 明保野町 旭 1・2丁目	桜 1～5丁目 さつき 1～3丁目	西一の沢町 西川田 1～7丁目	本丸町
イ 池上町 泉が丘 1～7丁目 泉町 一条 1～4丁目 一の沢 1・2丁目 一番町 今泉 1～5丁目 今宮 1～4丁目	シ 下河原 1丁目 下戸祭 1・2丁目 宿郷 1～3丁目 宿郷 5丁目 城東 1・2丁目 城南 1～3丁目 昭和 1～3丁目 新富町 新町 1・2丁目	西川田東町 西川田本町 1～4丁目 西川田南 1・2丁目 錦 2・3丁目 西大寛 1・2丁目 西の宮 1・2丁目 西原 1～3丁目 二番町	マ 曲師町 松が峰 1・2丁目 松原 1～3丁目
エ 駅前通り 1～3丁目 江曾島 1・2丁目 江曾島 5丁目 江曾島本町 江野町	ス 末広 1・2丁目 雀の宮 1～7丁目 住吉町	ハ 八幡台 花園町 花房 1～3丁目 花房本町 塙田 1～5丁目 馬場通り 1～4丁目 針ヶ谷 1丁目	ミ 操町 緑 1～5丁目 みどり野町 南一の沢町 南大通り 1～4丁目 南高砂町 南町 峰 1～4丁目 宮園町 宮原 1丁目 宮原 3～5丁目 宮町 宮本町 宮みらい
オ 大曾 1～5丁目 大塚町 大通り 1～5丁目 御蔵町 小幡 1・2丁目	セ 千波町 タ 大寛 1・2丁目 台新田 1丁目 高砂町 滝の原 1～3丁目 滝谷町	ヒ 東今泉 1・2丁目 東浦町 東宿郷 1～6丁目 東宝木町 東戸祭 1丁目 東塙田 1・2丁目 東原町 東峰 1・2丁目 日の出 1・2丁目 平松 1～4丁目 兵庫塚 1～3丁目	ム 睦町 モ 元今泉 1～8丁目 茂原 1・2丁目 ヤ 八千代 1・2丁目 築瀬 1～4丁目 大和 1～3丁目 山本 1～3丁目 弥生 1・2丁目
カ 春日町 上戸祭 1～4丁目 川向町 河原町	チ 中央 1～3丁目 中央 5丁目 中央本町	フ 富士見が丘 1～4丁目 富士見町 二荒町 双葉 1～3丁目 不動前 1～5丁目	ヨ 陽西町 陽東 1～8丁目 陽南 1～4丁目 横田新町 横山 1～3丁目 吉野 1・2丁目
キ 菊水町 北一の沢町 北若松原 1・2丁目 京町 清住 1～3丁目 清原台 1～6丁目	ツ 鶴田 1～3丁目 天神 1・2丁目 テ 伝馬町 ト 戸祭 1～4丁目 戸祭元町	ホ 星が丘 1・2丁目 細谷 1丁目 本町	ユ ゆいの杜 1～8丁目 ク 六道町 ワ 若草 1～5丁目 若松原 1～3丁目
コ 越戸 1～4丁目 五代 1～3丁目 駒生 1・2丁目	ナ 中一の沢町 中今泉 1～5丁目 中河原町 中久保 1・2丁目 中戸祭 1丁目 仲町		
ク 幸町 材木町 栄町	ニ 西 1～3丁目		